

三重県内企業の皆様へ
高齢者及び外国人雇用に関して

アドバイザーを 無料派遣します!



労働力不足の解消に課題を抱える県内企業に対して、高齢者や外国人などの多様な人材の受入れや定着支援を行うために社会保険労務士等の専門的なアドバイザーを派遣します。

対象企業

三重県に本社又は支店のある企業で、取組成果をモデル事例として公表することに承諾いただける企業
(多数応募の場合は中小企業を優先させていただきます。また、同一企業の複数事業所からお申し込みがあった場合、2か所目以降は他企業を優先させていただきます。)

申込フォーム

右記コードより
お申し込みください



支援内容

内容	支援内容(例)	支援企業数	支援回数 (1企業当たり)
高齢者雇用	定年延長・継続雇用・再雇用制度の拡充、高齢者の採用などを進めるにあたり、労務規定の改定・職場環境の改善・安全措置などの推進について助言・提案を行います。	40社	原則2回以上
外国人雇用	外国人雇用を検討する企業に対して、現状把握から課題抽出を行い、その企業に応じた受入れ・雇用が進むよう支援するとともに、環境整備など定着に向けた幅広い支援をします。		

無料

アドバイザー派遣日

ご希望日時に応じて、アドバイザーと調整

募集期間

随時(申込期限：令和7年1月31日(金)) 募集企業数に到達次第、締め切らせていただきます。

アドバイザー派遣の流れ

お申し込みについては裏面をご覧ください。

STEP 1

お申込み

STEP 2

派遣先申請・決定

STEP 3

アドバイザー
マッチング

STEP 4

日程調整

STEP 5

アドバイザー派遣
(原則2回以上)

STEP 6

内5企業程度は
モデル事例へ

現場で
アドバイス

経験豊富な
アドバイザー

こちら

労働相談室 です

突然、解雇を
言い渡された!



賃金、残業代を
支払ってもらえない...



パートだけど
年休ってあるの?
なかなか休めない!!



労働者の方や事業主からの
労働問題に関する困りごとに相談員がお答えします。

1人で悩まずに
お気軽に
相談ください



弁護士相談
(予約制)も
行っています



相談無料

相談内容など個人の
秘密は守られますので
ご安心ください。

まずはこちらへお電話を/

059-213-8290

または

059-224-3110



相談時間

労働相談 (電話・面談)

月・水・金曜日

午前9:00～午後5:00

火・木曜日

午前9:00～午後7:00

弁護士相談

毎月第2金曜日

午後1:00～午後4:00

※2営業日前までに予約が必要です

オンライン相談 (Zoom)

※事前予約制

月～金曜日

午前9:00～午後4:00

希望する日時を記載し、2営業日前までに
info@mie-kinfukukyo.or.jpへ送信してください。
受付完了後、当アドレスからZoomの番号等を
送信します。

※但し、祝日、年末年始は除きます。

※Eメールでの相談は『労働相談メール受付窓口』(<https://www.pref.mie.lg.jp/oshigoto/40630012929.html>)

若しくは、info@mie-kinfukukyo.or.jpへ直接必要事項を記載し送信してください。

※ポルトガル語・スペイン語通訳については、令和5年3月31日をもって終了しました。

なお、みえ外国人相談サポートセンター (MieCo) では、外国人住民のための相談を行っていますのでご利用ください。TEL:080-3300-8077

お問い合わせ

三重県労働相談室 (三重県の機関です)

三重県津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館1F

県内の主な労働相談・職業相談・職業紹介 窓口一覧

名称・相談内容	相談時間・機関名・電話番号等 *原則、休祝日及び年末年始は休みです。																											
<p>【名称】 総合労働相談コーナー (三重労働局、四日市、津、松阪、伊勢、伊賀、熊野) ※電話相談可</p> <p>【相談内容】 労働相談全般</p>	<p>相談時間：月曜～金曜 9:30～16:30</p> <p>電話番号・所在地</p> <table border="0"> <tr> <td>三重労働局</td> <td>Tel.059-226-2110</td> <td>津市島崎町327-2(三重労働局雇用環境・均等室内)</td> </tr> <tr> <td>四日市</td> <td>Tel.059-351-1662</td> <td>四日市市新正2-5-23(四日市労働基準監督署内)</td> </tr> <tr> <td>津</td> <td>Tel.059-291-6788</td> <td>津市島崎町327-2(津労働基準監督署内)</td> </tr> <tr> <td>松阪</td> <td>Tel.0598-51-0015</td> <td>松阪市高町493-6(松阪労働基準監督署内)</td> </tr> <tr> <td>伊勢</td> <td>Tel.0596-28-2164</td> <td>伊勢市船江1-12-16(伊勢労働基準監督署内)</td> </tr> <tr> <td>伊賀</td> <td>Tel.0595-21-0802</td> <td>伊賀市緑ヶ丘本町1507-3(伊賀労働基準監督署内)</td> </tr> <tr> <td>熊野</td> <td>Tel.0597-85-2277</td> <td>熊野市井戸町672-3(熊野労働基準監督署内)</td> </tr> </table>	三重労働局	Tel.059-226-2110	津市島崎町327-2(三重労働局雇用環境・均等室内)	四日市	Tel.059-351-1662	四日市市新正2-5-23(四日市労働基準監督署内)	津	Tel.059-291-6788	津市島崎町327-2(津労働基準監督署内)	松阪	Tel.0598-51-0015	松阪市高町493-6(松阪労働基準監督署内)	伊勢	Tel.0596-28-2164	伊勢市船江1-12-16(伊勢労働基準監督署内)	伊賀	Tel.0595-21-0802	伊賀市緑ヶ丘本町1507-3(伊賀労働基準監督署内)	熊野	Tel.0597-85-2277	熊野市井戸町672-3(熊野労働基準監督署内)						
三重労働局	Tel.059-226-2110	津市島崎町327-2(三重労働局雇用環境・均等室内)																										
四日市	Tel.059-351-1662	四日市市新正2-5-23(四日市労働基準監督署内)																										
津	Tel.059-291-6788	津市島崎町327-2(津労働基準監督署内)																										
松阪	Tel.0598-51-0015	松阪市高町493-6(松阪労働基準監督署内)																										
伊勢	Tel.0596-28-2164	伊勢市船江1-12-16(伊勢労働基準監督署内)																										
伊賀	Tel.0595-21-0802	伊賀市緑ヶ丘本町1507-3(伊賀労働基準監督署内)																										
熊野	Tel.0597-85-2277	熊野市井戸町672-3(熊野労働基準監督署内)																										
<p>【名称】 ハローワーク (桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊勢、伊賀、尾鷲、熊野)</p> <p>【相談内容】 職業相談・職業紹介 《対象：一般、障がい者、高齢者など全般》</p>	<p>相談時間：月曜～金曜 8:30～17:15</p> <p>電話番号・住所</p> <table border="0"> <tr> <td>ハローワーク桑名</td> <td>Tel.0594-22-5141</td> <td>桑名市桑栄町1-2 サンファール北館1階</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク四日市</td> <td>Tel.059-353-5566</td> <td>四日市市本町3-95</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク鈴鹿</td> <td>Tel.059-382-8609</td> <td>鈴鹿市神戸9-13-3</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク津</td> <td>Tel.059-228-9161</td> <td>津市島崎町327-1</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク松阪</td> <td>Tel.0598-51-0860</td> <td>松阪市高町493-6 松阪合同庁舎1階</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク伊勢</td> <td>Tel.0596-27-8609</td> <td>伊勢市宮後1-1-35 Miral5E8階</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク伊賀</td> <td>Tel.0595-21-3221</td> <td>伊賀市四十九町3074-2</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク尾鷲</td> <td>Tel.0597-22-0327</td> <td>尾鷲市林町2-35</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク熊野</td> <td>Tel.0597-89-5351</td> <td>熊野市井戸町赤坂739-3</td> </tr> </table> <p>*ハローワーク四日市では、在職中の方を対象とした職業紹介・職業相談を以下の時間で追加実施しています。 毎火・木曜日 17:15～18:30(休祝日、年末年始は除く) 第2・4土曜日 10:00～17:00(休祝日、年末年始は除く) ※原則予約制となります。</p>	ハローワーク桑名	Tel.0594-22-5141	桑名市桑栄町1-2 サンファール北館1階	ハローワーク四日市	Tel.059-353-5566	四日市市本町3-95	ハローワーク鈴鹿	Tel.059-382-8609	鈴鹿市神戸9-13-3	ハローワーク津	Tel.059-228-9161	津市島崎町327-1	ハローワーク松阪	Tel.0598-51-0860	松阪市高町493-6 松阪合同庁舎1階	ハローワーク伊勢	Tel.0596-27-8609	伊勢市宮後1-1-35 Miral5E8階	ハローワーク伊賀	Tel.0595-21-3221	伊賀市四十九町3074-2	ハローワーク尾鷲	Tel.0597-22-0327	尾鷲市林町2-35	ハローワーク熊野	Tel.0597-89-5351	熊野市井戸町赤坂739-3
ハローワーク桑名	Tel.0594-22-5141	桑名市桑栄町1-2 サンファール北館1階																										
ハローワーク四日市	Tel.059-353-5566	四日市市本町3-95																										
ハローワーク鈴鹿	Tel.059-382-8609	鈴鹿市神戸9-13-3																										
ハローワーク津	Tel.059-228-9161	津市島崎町327-1																										
ハローワーク松阪	Tel.0598-51-0860	松阪市高町493-6 松阪合同庁舎1階																										
ハローワーク伊勢	Tel.0596-27-8609	伊勢市宮後1-1-35 Miral5E8階																										
ハローワーク伊賀	Tel.0595-21-3221	伊賀市四十九町3074-2																										
ハローワーク尾鷲	Tel.0597-22-0327	尾鷲市林町2-35																										
ハローワーク熊野	Tel.0597-89-5351	熊野市井戸町赤坂739-3																										
<p>【名称】 日本司法支援センター三重地方事務所 (法テラス三重)</p> <p>【相談内容】 ・情報提供(解決に役立つ情報提供や適切な相談窓口のご紹介) ・民事法律扶助制度(資力要件あり)による無料法律相談</p>	<p>【法テラスサポートダイヤル】 相談時間(情報提供)：月曜～金曜 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00 電話番号：0570-078374</p> <p>【法テラス三重地方事務所】 相談時間(情報提供)：月曜～金曜 10:00～12:00 13:00～16:00 電話番号：0570-078344 (IP電話をご利用の方：050-3383-5470) 相談時間(民事法律扶助相談) ※お問い合わせください。(事前予約制) 予約受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00 所在地：津市丸之内34-5 津中央ビル6階</p>																											
<p>【名称】 みえ新卒応援ハローワーク</p> <p>【相談内容】 就職相談・職業紹介 《対象：学卒予定者、学卒未就職者、若者(おおむね45歳未満の方)》</p>	<p>相談時間：月曜～金曜 9:00～18:00 電話番号：059-229-9591 所在地：津市羽所町700 アスト津3階(おしごと広場みえ内)</p>																											
<p>【名称】 おしごと広場みえ</p> <p>【相談内容】 就職情報提供・適職診断・就職に役立つセミナー等の開催・キャリアコンサルティング・模擬面接(オンライン(Zoom)による対応も可能) 《対象：大学・短大・専門学校等在学者、34歳以下の若年者の方、安定した就職を目指す方、働きたい女性の方、就職氷河期世代(概ね38歳から53歳)の方、およびその家族》</p>	<p>相談時間：月曜～金曜 9:00～18:00 第1・第3土曜日 11:00～17:00 電話番号：059-222-3309 所在地：津市羽所町700 アスト津3階</p> <p>※就職氷河期世代再チャレンジ応援窓口「マイチャレ三重」も開設しています。 相談時間：月曜～金曜 9:00～18:00 第1・第3土曜日 11:00～17:00 電話番号：059-222-3309</p>																											
<p>【名称】 みえ外国人相談サポートセンター (MieCo)</p> <p>【相談内容】 在留手続、仕事、医療、福祉、出産・子育て、教育など、日常生活についての相談に、電話を使った三者通訳などで対応します。</p>	<p>相談時間：月曜～金曜 9:00～16:00 電話番号：080-3300-8077 所在地：津市羽所町700 アスト津3階((公財)三重県国際交流財団事務所内) 相談方法：電話、面談等</p>																											

※相談は原則面談となります。

令和6年4月1日現在

多様化する外国人雇用の最新情報

外国人雇用セミナー



参加無料
オンライン
事前申込

外国人材の活用・定着について外国人雇用の最新情報をわかりやすく解説

時間 13:30~15:30

第1回

7月16日(火)

新たな外国人雇用のポイント
：ホワイトカラー編

留学生等のハイスکیل外国人に注目

高度人材の受け入れと業務範囲についての解説

第2回

9月27日(金)

新たな外国人雇用のポイント
：ブルーカラー編

技能実習制度廃止から育成就労へと大きく変わる外国人雇用最新情報

制度改正に伴い企業が取り組むべき支援と人材育成法

第3回

11月19日(火)

職場定着のための
労務管理手法

外国人雇用におけるトラブル防止のための労務管理術



【講師紹介】

ブリック労働法務事務所 代表 橋本 裕介 氏
(特定社会保険労務士、特定行政書士)

一般社団法人国際労働法務協会 代表理事、京都先端科学大学・大手前短期大学 非常勤講師、大手金融機関 厚生労働省 日本年金機構本部を経て現職。

企業や自治体への講演・研修講師のほか外国人労働者雇用の労務管理や出入国管理手続き等を幅広く手掛ける。

著書「外国人雇用書式手続マニュアル」日本法令がある。

【主催】公益財団法人 三重県産業支援センター、三重県

【後援】三重県商工会議所連合会、三重県商工会連合会、三重県中小企業団体中央会

外国人雇用セミナー参加申込書

【申込方法】

●電子メールでのお申込み

下記のURLより「参加申込書」をダウンロード後、
<https://www.miesc.or.jp/support/contents/1044/>
 下記のメールアドレスにお送りください。
 e-mail: chipro-gaikoku@miesc.or.jp

●FAXでのお申込み

この[参加申込書]に必要事項を記入していただき、お送り下さい。
 FAX: 059-253-1262

企業名				
住所	(〒)			
参加者	(部署)	(役職)	(氏名)	
連絡先	(E-Mail)			
	(電話)		(FAX)	
受講したいセミナー に○を付けて下さい (複数受講可)	()	第1回	7月16日(火) 13:30-15:30	新たな外国人雇用のポイント：ホワイトカラー編 留学生等のハイスキル外国人に注目。 高度人材の受け入れと業務範囲についての解説
	()	第2回	9月27日(金) 13:30-15:30	新たな外国人雇用のポイント：ブルーカラー編 技能実習制度廃止から育成就労へと大きく変わる外国人雇用最新情報。 制度改正に伴い企業が取り組むべき支援と人材育成法。
	()	第3回	11月19日(火) 13:30-15:30	職場定着のための労務管理 外国人雇用におけるトラブル防止のための労務管理術

- ※ 本セミナーはすべてオンラインで、Zoomウェビナーを使った開催です。
- ※ セミナーの視聴URLは、記入していただいたメールアドレスにお送りいたします。
- ※ セミナーの参加募集期間：令和6年6月10日（月）～各セミナー開催の3日前まで
- ※ 本セミナーの後日別途 個別相談会も設けておりますのでご利用ください。

【申し込み・問合せ先】

公益財団法人三重県産業支援センター

雇用プロジェクト推進課

地域活性化雇用創造プロジェクト 担当：秋山

TEL：059-253-1260 FAX：059-253-1262

E-Mail: chipro-gaikoku@miesc.or.jp

～外国人雇用の課題を解決～

個別相談会

無料
オンライン
先着
10社
まで

外国人材の採用・雇用にかかわる
お悩みや疑問についてご相談ください！
専門家が無料で丁寧に対応いたします。



相談会日程

- (1) 7月30日 (火)
- (2) 8月27日 (火)
- (3) 10月3日 (木)
- (4) 10月30日 (水)
- (5) 11月27日 (水)

希望時間を選択

- ・ 10:30～11:30
- ・ 13:30～14:30
- ・ 15:00～16:00

相談時間

：1社あたり60分

申込締切

：各開催日の3日前

【相談員】

長岡 由剛 Yoshitake Nagaoka (特定行政書士)
行政書士明るい総合法務事務所

2011年に行政書士登録、開業。

入管・ビザ手続き、その他外国人の法的支援等を専門とし、年間1,500件以上の法律相談、手続きに応じる。その経験を活かし多くの企業顧問、入管庁への政策提言、セミナー講師も務める。「外国人材の雇用に携わる方のための必須資格 外国人雇用労務士公認テキストブック」の執筆にも携わる。



「個別企業相談会」 参加申込書

【申込方法】 以下のどちらかの方法でお申込みください。

●電子メールでのお申込み

下記のURLより「参加申込書」をダウンロード後、
<https://www.miesc.or.jp/support/contents/1045/>
 必要事項を記入し、下記のメールアドレスにお送りください。
 e-mail: chipro-gaikoku@miesc.or.jp

●FAXでのお申込み

この[参加申込書]に必要事項を記入していただき、お送り下さい。 FAX: 059-253-1262

企業名			
住 所	(〒)		
相談者	(部署)	(役職)	(氏名)
連絡先	(E-Mail)		
	(電話)	(FAX)	

まず、希望相談日のどれか1つに○を付けてください。その後、希望時間帯に優先順位の番号（1，2，3）を付けてください。申込み期限後に、相談日時を決定しご連絡いたします。

1. 希望相談日	日時	2. 希望時間帯優先順位
()	7月30日(火)	() 10:30~11:30 () 13:30~14:30 () 15:00~16:00
()	8月27日(火)	
()	10月3日(木)	
()	10月30日(水)	
()	11月27日(水)	

申込み締切

各相談日の3日前まで

但し、それまでに相談総件数が10社を超えた場合は、その時点で締め切ります。

- ※相談者は、事前に相談内容を記入した「相談シート」を提出していただきます。
- ※相談会のZOOM用URLは、記入していただいたメールアドレスにお送りいたします。

【申し込み・問合せ先】

公益財団法人三重県産業支援センター

雇用プロジェクト推進課 地域活性化雇用創造プロジェクト 担当：秋山

TEL：059-253-1260 FAX：059-253-1262

E-Mail: chipro-gaikoku@miesc.or.jp



『いまどきの労務管理』

テキスト
講料
受無



©労働基準局広報キャラクター「たしかめたん」

就業環境整備 改善支援セミナー

人手不足で困っている！目をかけた従業員がやめてしまう！

従業員の採用・定着、職場で発生するトラブルを回避するために、就業環境整備について、「理解しやすさ」「継続しやすさ」を感じていただけるように解説します。

全国47都道府県で開催

会場参加型セミナー 150分 (休憩15分)



実務に役立つ
労務管理の取り組み方法をしっかり学ぶ！

※希望者はセミナー終了後 個別相談会を実施！（要予約）

以下の6つのテーマに沿って、法改正や判例等も踏まえて解説します。

平日 毎日開催！！ (午前・午後)

オンラインセミナー 1回120分
(休憩10分)



労務管理の基礎をじっくり学ぶ！

以下の6つのテーマを3回に分けて開催

以下の6つのテーマの受講の順番はありません。お好きなタイミングでご参加ください。

セミナーのテーマ

- 1 労働条件の明示、就業規則の必要性について
- 2 賃金の支払い義務、割増賃金の種類と割増率
- 3 労働保険・社会保険の加入条件、副業・兼業の際の扱いについて
- 4 サブプロク(36)協定、休日・労働時間について
- 5 有給休暇の取得、退職・解雇について
- 6 安全衛生管理、働き方改革の推進について



対象者

新規開業した事業者様や新任労務担当者様など、これから労務管理を学ばれる方

実施期間

セミナーは会場参加型セミナーとオンラインセミナーとの2通りがあります。

令和6年8月から令和7年1月末日まで

開催詳細

詳細は右記のQRコードからご確認ください。(https://shuugyou.mhlw.go.jp)

申込方法

QRコード、電話からお申し込みできます。



就業環境整備改善支援セミナー 申込方法

インターネット

HP申し込みフォームよりお申し込みください。



<https://shuugyou.mhlw.go.jp>

就業環境整備改善支援

検索



©労働基準局広報キャラクター「たしかめたん」
(教えるたしかめたん)

or 電話



050-5810-1032 (受付/平日 9:00~17:00)

※お申し込みの際は下記の7項目(①~⑦)をお尋ねします。

お申し込みの際の必要事項 (下記の7項目が必要です)

① 参加希望日

① 会場参加型セミナーかオンラインセミナーか?

② 希望日と都道府県名は?

※セミナー日程はQRコード、または <https://shuugyou.mhlw.go.jp> でご確認ください。

③ 会場セミナー後個別相談希望か?

※セミナー終了後15分以内の簡易的な相談会となります。

※先着順となりますので満員の場合は事務局よりご連絡させていただきます。

※時間の都合上、お待ちいただく場合がありますので時間には余裕を持ってお待ちください。

オンラインセミナーご希望の場合

ネットワーク環境があれば、スマートフォンからでもご参加可能です。

ご希望開催前日までにメールにてURL (ZOOM) をお送りします。

オンラインセミナーは開始5分前より入室できます。

① ご参加方法は後日メールにてお知らせいたします。

② 事前にテキストを送付いたします。記入漏れのないようにメールにて返信をお願いします。

③ 複数名のご参加の場合は、代表者様の氏名・連絡先等の記載と参加者全員の氏名の記載をお願いします。

④ 各回の定員を超えてからのお申し込みは受付できない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。



©労働基準局広報キャラクター
「たしかめたん」(勉強する)

② 専門家による個別支援希望の有無

希望の場合は 訪問 or オンライン

※専門家が訪問、もしくはオンラインにて労務管理に関する助言を無料で行います。

⑥ メールアドレス

⑦ セルフチェック表(労働条件自主点検表)

① セルフチェック表が届いている場合はID番号が必要です。

② セルフチェック表が届いていない場合は以下のどちらかをお選びください。

新規起業事業場(2019年以降設立)

or

その他

③ 代表者参加者氏名及び他参加者氏名

④ 事業場名

⑤ 事業場情報 (郵便番号、住所、電話番号)



©労働基準局広報キャラクター「たしかめたん」(書類記入)

【個人情報の取扱いについて】 ※必ずご確認ください。

① 個人情報は、お申し込みいただいた「就業環境整備改善支援セミナー」のご連絡、受講後のアンケート調査のみに利用いたします。

② お申込者の同意がある場合または法令に基づく場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供いたしません。

③ お申込時にご提供いただいた個人情報の開示など(利用目的の通知、開示、訂正・追加または削除、利用の停止、消去または第三者への提供の停止)に関するお問い合わせは、タスクールPlus (電話050-5810-1032)へご連絡ください。

実施機関



<https://shuugyou.mhlw.go.jp>



shuugyou@task-school.com



050-5810-1032 (受付/平日 9:00~17:00)

株式会社タスクールPlus

愛知県名古屋市中区千代田2-1-15 スター千代田ビル4F

(担当 水口・山田・池田)

Copyright © 令和6年度厚生労働省委託事業 就業環境整備・改善支援事業 運営事務局

全国
無料開催！

令和6年度 厚生労働省委託
就業環境整備・改善支援事業



就業環境整備・ 改善支援セミナー

日時： 令和6年9月18日(水)14:00～16:30

会場： 三重県教育文化会館 第2会議室

講師：大橋 真由美 氏（社会保険労務士）

セミナーのテーマ

- ① 労働条件の明示、就業規則の必要性について
- ② 賃金の支払い義務、割増賃金の種類と割増率
- ③ 労働保険・社会保険の加入条件、副業・兼業の際の扱いについて
- ④ サブロク（36）協定、休日・労働時間について
- ⑤ 有給休暇の取得、退職・解雇について
- ⑥ 安全衛生管理、働き方改革の推進について



「厚生労働省委託事業 令和6年度就業環境整備・改善支援事業」

運営事務局 株式会社タスクールPlus

〒460-0012 愛知県名古屋市中区千代田2丁目1-15 スター千代田ビル4階

T E L : 050-5810-1032 (平日 9:00～18:00)

MAIL : shuugyou@task-school.com

U R L : <https://shuugyou.mhlw.go.jp>



お申込みはこちら



「労務管理の基礎をじっくり学ぶ！」

就業環境整備・改善支援 オンラインセミナー

人手不足で困っている！目をかけた従業員がやめてしまう！

従業員の採用・定着や職場で発生するトラブルを回避するための、労務管理の基本的な知識について、『理解しやすさ』『継続しやすさ』を感じていただけるように解説いたします。

1. 採用・定着、労働条件の明示、就業規則の必要性について
2. 賃金の支払い義務、割増賃金の種類と割増率
3. 労働保険・社会保険の加入条件、副業・兼業の際の取扱いについて
4. サブロク(36)協定、休日・労働時間について
5. 有給休暇の取得、退職・解雇について
6. 安全衛生、働き方改革の推進について

6つのテーマを3回に分けて実施、職場やご自宅などご都合に合わせてご参加ください。
※詳細、開催日程は裏面をご参照願います

セミナー講師：中内哲（さとし）

国立大学法人熊本大学 大学院人文科学研究部(法学系)教授



労働法を専門として、分かりやすい講義に定評がある。
令和4年熊本県労働委員会 会長（公益委員）
令和4・5・6年度厚生労働省委託事業
「就業環境整備・改善支援事業」検討委員
福岡市在住。

セミナー参加者の声

- ・ 無料でしたが内容が充実しており、受講して本当に良かったです
- ・ オンラインセミナーは開催回数が多いので予定を合わせて参加できました
- ・ セミナーテキストは大変わかりやすく活用できます



(テキスト・資料集・受講料無料)

申込方法

Webサイト、QRコードからお申し込みください
<https://shuugyou.mhlw.go.jp/seminarplan-online>

問合せ先

問い合わせ先 運営事務局 株式会社タスクールPlus
愛知県名古屋市中区千代田2-1-15 スター千代田ビル4階
Mail : shuugyou@task-school.com TEL : 050-5810-1032



就業環境整備・改善支援オンラインセミナー概要

■ テーマを3回に分けて開催 ■

- セミナーAコース
 - ①労働条件の明示、就業規則の必要性について
 - ②賃金の支払い義務、割増賃金の種類と割増率
- セミナーBコース
 - ③労働保険・社会保険の加入条件、副業・兼業の際の扱いについて
 - ④サブロク(36)協定、休日・労働時間について
- セミナーCコース
 - ⑤有給休暇の取得、退職・解雇について
 - ⑥安全衛生管理体制の整備、働き方改革の推進について



対象者

どなたでも参加できます
新規開業した事業者、労務管理担当者、これから労務管理を学ばれる方等

実施期間

令和6年8月から令和7年1月末まで
※47都道府県現地会場セミナーも実施しています

開催詳細

詳細は右記QRコードからご確認ください

申し込み方法

WEB、電話からお申し込みできます

ツール

ZOOMウェビナー
※接続の情報をメールにてお送りいたします

テキスト等

郵送またはデータでお渡しいたします



<https://shuugyou.mhlw.go.jp/seminarplan-online>
電話 050-5810-1032
(平日 9:00~17:00)

<セミナー A コース>

9月11日(水)	10:00~12:00
9月12日(木)	13:30~15:30
———	———
9月17日(火)	10:00~12:00
9月18日(水)	10:00~12:00
9月19日(木)	16:00~18:00
9月20日(金)	10:00~12:00
9月24日(火)	13:30~15:30
9月25日(水)	10:00~12:00
9月26日(木)	13:30~15:30
9月27日(金)	10:00~12:00
9月30日(月)	13:30~15:30

<セミナー B コース>

9月11日(水)	13:30~15:30
———	———
9月13日(金)	10:00~12:00
9月17日(火)	13:30~15:30
9月18日(水)	13:30~15:30
9月19日(木)	10:00~12:00
9月20日(金)	13:30~15:30
———	———
9月25日(水)	13:30~15:30
9月26日(木)	16:00~18:00
9月27日(金)	13:30~15:30
———	———

<セミナー C コース>

———	———
9月12日(木)	10:00~12:00
9月13日(金)	13:30~15:30
———	———
9月18日(水)	16:00~18:00
9月19日(木)	13:30~15:30
———	———
9月24日(火)	10:00~12:00
9月25日(水)	16:00~18:00
9月26日(木)	10:00~12:00
———	———
9月30日(月)	10:00~12:00

※令和6年10月以降のオンラインセミナー及び現地会場セミナースケジュールは以下のHPからご確認ください

(<https://shuugyou.mhlw.go.jp/seminar>)

労使間のトラブルでお悩みの方
三重県労働委員会が解決のお手
伝いをします。



労使関係の専門家が無料で、
丁寧に「あっせん」を行います！

三重県労働委員会は、賃金、解雇、パワハラなどに関する労使間の
トラブルについて、**解決に向けた「あっせん」**を行っています。

お問い合わせは、

三重県労働委員会事務局(あっせんに関すること)

TEL 059-224-3033

HPはQRコードから⇒

三重県労働相談室(相談・申請窓口)

TEL 059-213-8290



三重県あっせん

検索



労働委員会をご存じですか？

労働委員会は、労使間のトラブルを、不当労働行為の審査や労使紛争のあっせんによって解決するために、法律によって各都道府県に設けられた行政機関です。

労働委員会の特徴



【その1】 ・ 公益委員（弁護士等）

・ 労働者委員（労働組合の役員等）

・ 使用者委員（会社の役員等）

以上の三者構成の専門家による行政機関です。

【その2】 労働委員会では、労使双方の歩み寄りによるトラブル解決を促す「あっせん」を行っています。

「あっせん」では、経験豊かな公労使委員が労使双方からお話しを聞き、それぞれの立場を活かして双方が納得できる解決案を示すなど、トラブル解決に向けて親身で丁寧にサポートします。

【その3】 あっせん制度は、無料で利用できます。



解決して
よかったにゃ～



年収の壁対策として

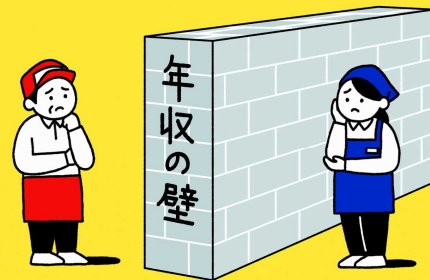
キャリアアップ助成金

労働者1人につき**最大50万円**助成します！

年収の壁対策の取り組みを行うことで、

労働者にとっては、「年収の壁」を意識せず働くことができ、
社会保険に加入することで、**処遇改善につながる！**

事業主の皆様においては、**人手不足の解消に！**



出典：政府広報オンライン (https://www.gov-online.go.jp/media/commercials/202312/video-270966.html)

キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」

※令和6年10月の社会保険の適用拡大に伴って、新たに加入対象となる労働者に対して以下の取組を行う場合、本助成金を活用できます。

○労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取組を行った事業主に助成します。

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当等)	1年目 20万円 (注)
② 賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当等) 他	2年目 20万円 (注)
③ 賃金を 18%以上 増額 (労働時間延長による手取り増も含む)	3年目 10万円

(注) 1, 2年目は取組から6ヶ月ごとに支給申請 (1回あたり10万円支給)

◆社会保険適用促進手当

本人負担分の保険料相当額を上限として、社会保険料の算定対象としない取扱いを受けられる手当 (標準報酬月額10.4万円以下の者に限る)。

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
※ (2) 4時間未満の延長の場合は、併せて基本給の増額が必要。
※ 1年目に(1)①、2年目に(2)の助成も受給可 (併用メニュー)。(上述を除き、1人に対して2つのメニューの助成は受けられません。)

※ 令和8年3月31日までの間に新たに社会保険の加入要件を満たし、加入する者への取り組みが助成対象になります。

【注意点】

対象となる労働者は、社会保険の加入日の6か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

【手続き】

- ・助成金を受けるには、事前※にキャリアアップ計画書を都道府県労働局へ提出してください。
- ※本コースの場合、社会保険加入日の前日まで (令和6年10月1日加入の場合、同年9月30日まで)。
- ・取組を6か月間継続した後、2か月以内に支給申請してください (流れは裏面ご参照)。

対象者以外にも賃上げを行う場合の本助成金の活用方法

○非正規雇用労働者の基本給を定める賃金規定 (賃金テーブル等) を増額改定する場合、キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース) を併用することもできます。

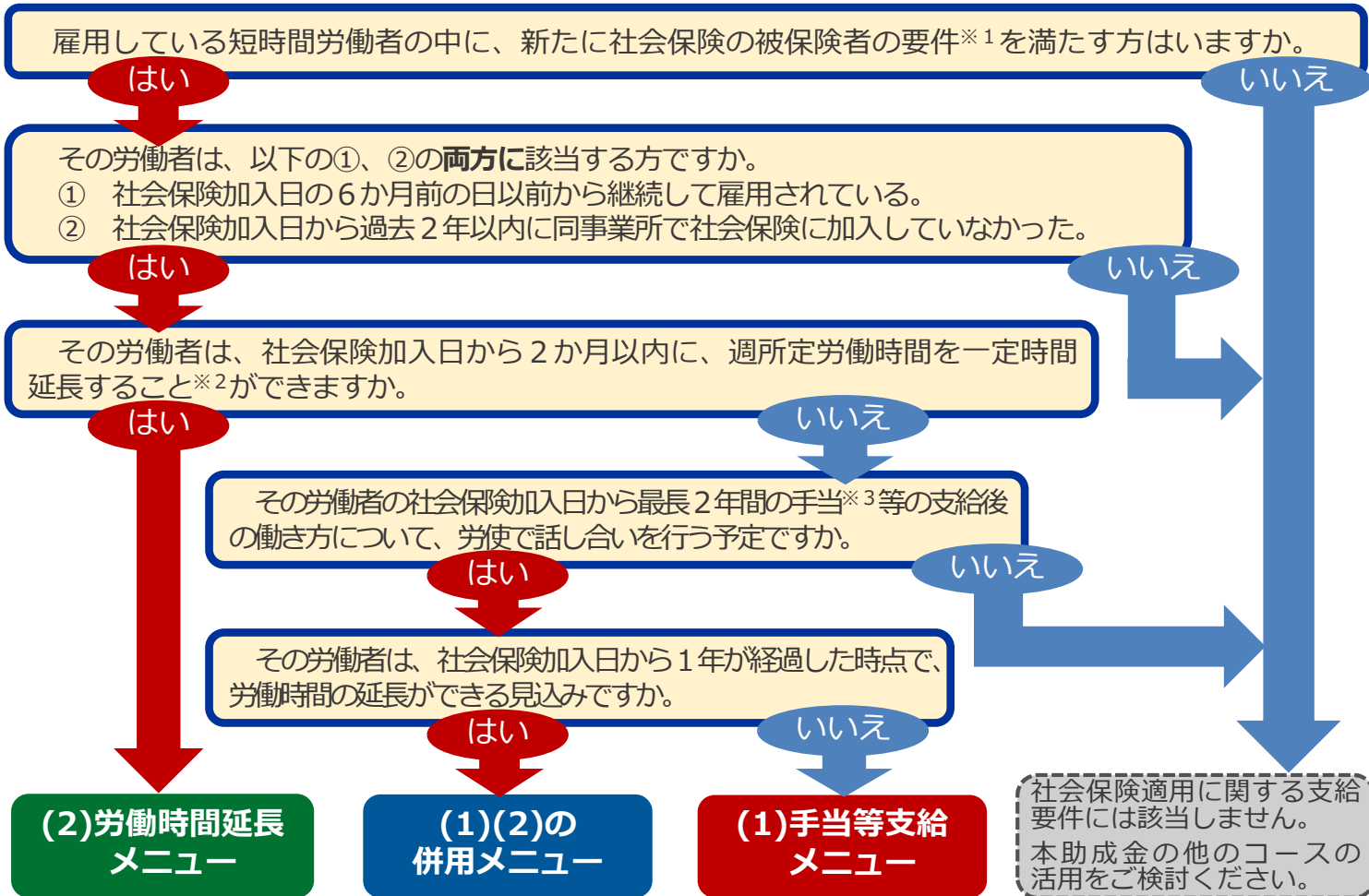
<例> **パート従業員全員 (40人) の時給を5%UP (例: 1,000円→1,050円)** させる場合

- ・新たに社会保険に加入するパート従業員 **8人**
- うち、労働時間を延長できる **3人** ▶ 3時間延長 + 5%賃上げ ▶ **労働時間延長メニュー**
- うち、労働時間の延長が難しい **5人** ▶ 5%賃上げ } ▶ **賃金規定等改定コース**
- ・既に社会保険に加入しているパート従業員 **32人** ▶ 5%賃上げ } ▶ **キャリアアップ助成金の別のコースを活用**

【注意点】

改定後最低賃金の発効日以後、改定後最低賃金額までの賃金引上げ分は、助成金の要件である「賃上げの取組」に含めることはできません。

対象となる労働者をチェックしましょう！

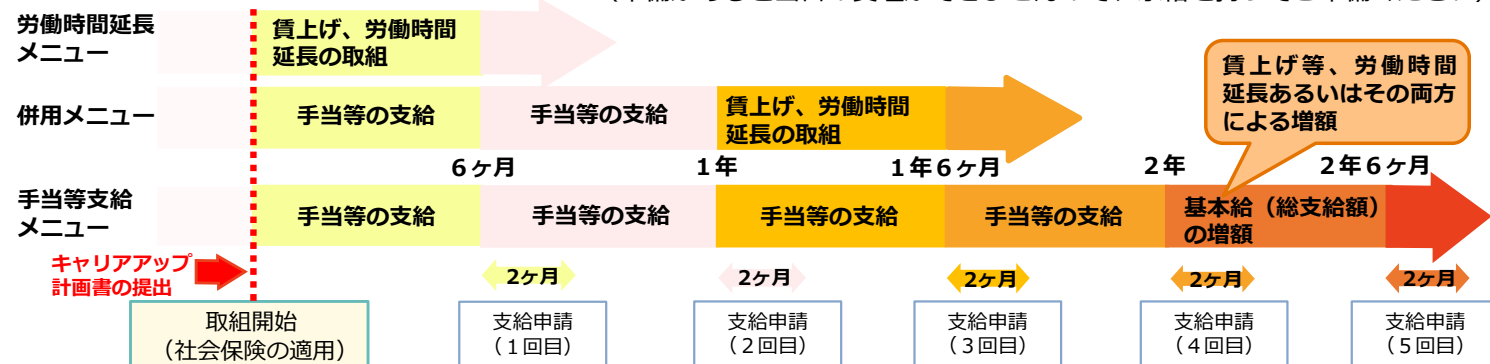


- ※1 厚生年金保険の適用対象者（フルタイム従業員、週の所定労働時間及び月の所定労働日数がフルタイム従業員の4分の3以上の者）が常時101人以上（令和6年10月以降は51人以上）の企業等の場合、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上の者であること（学生、雇用見込み2か月未満の者を除く）。同適用対象者が常時100人以下（令和6年10月以降は50人以下）の企業等の場合、上述の厚生年金保険の適用対象者に該当する者であること。
- ※2 週所定労働時間を4時間以上延長、または3時間以上延長するとともに基本給を5%増額改定する等の措置。詳しくは、表面の「(2)労働時間延長メニュー」をご覧ください。
- ※3 社会保険適用促進手当（標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない取り扱いとする手当）

キャリアアップ計画書※を事前に作成・提出しましょう！

※雇用保険適用事業所単位でキャリアアップ管理者を設置し、労働者代表者の意見を聞いて作成する計画のこと。

- 取組開始日の前日までに、キャリアアップ計画を作成し、管轄労働局へ提出してください。（不備があると当日の受理ができませんので、余裕を持ってご準備ください）



- キャリアアップ助成金の詳細については、都道府県労働局またはハローワークまでお問合せください。
- 各都道府県の働き方改革推進支援センターでも助成金に関する相談を受け付けています。最寄りのセンターの連絡先は
- 「年収の壁突破・総合相談窓口」（コールセンター）にもご相談いただけます。

年収の壁突破・総合相談窓口（フリーダイヤル・無料）



0120-030-045

受付時間 平日 8:30~18:15

（土日・祝日・年末年始（12/29~1/3）はご利用いただけません。）

厚生労働省公式HP



フリーランスの取引に関する 新しい法律が11月にスタート！

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が
2024年11月1日に施行されます。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と

②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

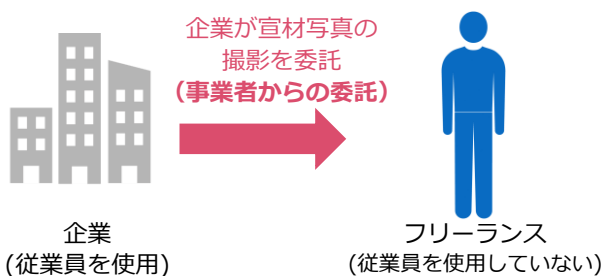
フリーランス 業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの

発注事業者 フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

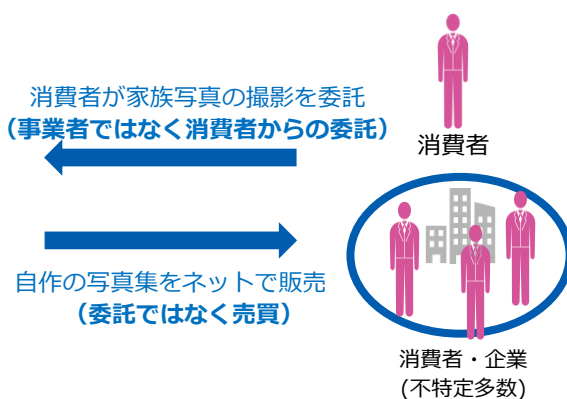
※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合もありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合

この法律の対象



この法律の対象外



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含みません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。

発注事業者

義務項目

フリーランス

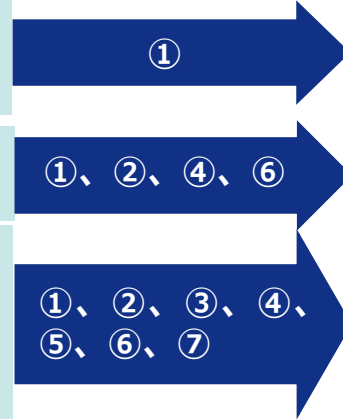
- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用していない

※フリーランスに業務委託するフリーランスも含まれます。

- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用している

- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用している
- 一定の期間以上行う業務委託である

※「一定の期間」は、③は1か月、⑤⑦は6か月です。契約の更新により「一定の期間」以上継続して行うこととなる業務委託も含まれます。



- ・ 業務委託の相手方である事業者
- ・ 従業員を使用していない



義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったとき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

● 発注事業者の義務の具体的な内容などは、政省令・告示などで定めております。詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。

- 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、
- 項目④～⑦については、厚生労働省（都道府県労働局）までお問合せください。



内閣官房



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

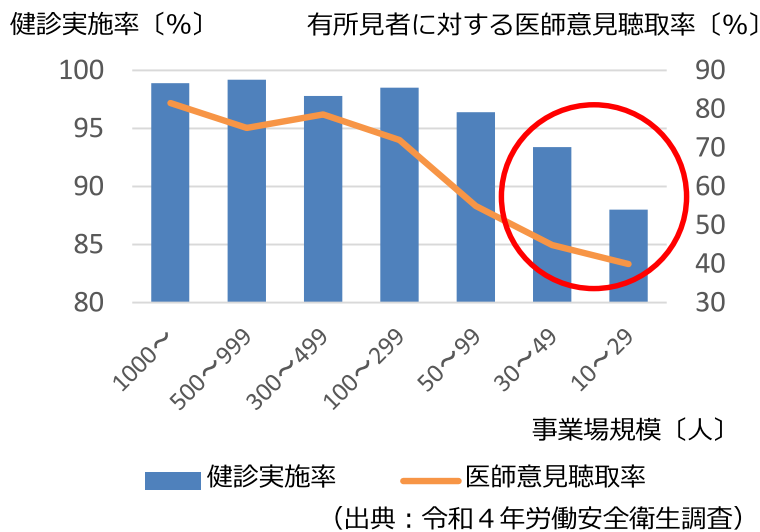
「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

1. 健康診断及び事後措置の実施の徹底

- 健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。

特に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

<事業場規模別 健康診断及び医師意見聴取の実施割合>



- 有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう。

- 事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を実施しましょう。

- 事後措置を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針→



<地域産業保健センターのご案内>

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

2. 医療保険者との連携

- 医療保険者※1から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。

- 保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。

- 制度間の健診の重複を避け、これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いいたします。

※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

- 厚生労働省では、コラボヘルス※2等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※2：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金のご案内はこちら



1 重点事項

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
- (6) 平成30年3月29日付け基安労発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

2 取組を実施する上での留意点

- (1) 1の(1)については、健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底していただきたいこと。また、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な事後措置を実施していただきたいこと。
さらに1の(3)については、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対しては、医師又は保健師による保健指導を行うよう努めていただきたいこと。事後措置や保健指導を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成8年10月1日健康診断結果措置指針公示第1号、平成29年4月14日最終改正）を十分に考慮いただきたいこと。
なお、これらについては、労働者数50人未満の小規模事業場も含む全ての事業場において取り組んでいただく必要があること。
- (2) 1の(4)については、事業者が、高確法第27条第3項の規定により安衛法等に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供することが義務となっている。また、特定健康診査に相当しない項目についても、労働者に同意を得ることにより保険者に対して提供可能であるが、これらを知らないこと等により、中小企業等において、医療保険者への健康診断の結果の情報提供が進んでいないといった指摘がある。一方、こうした情報提供により、コラボヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和5年7月31日付け基安発0731第1号発0731第4号「「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について」に基づいた対応を依頼しているところである。
また、1の(5)については、令和3年6月11日に健保法が改正され、令和4年1月より、特定健康診査の対象とならない40歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者には義務付けられている。
以上を踏まえ、定期健康診断の結果の提供の義務について、別添1のリーフレットの活用等により、周知を行っていただきたいこと。
- (3) 1の(6)については、地域産業保健センターにおいて労働者数50人未満の小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じてその利用を勧奨していただきたいこと。また、事業主団体等が傘下の中小企業等に対して産業保健サービスを提供した費用を助成する「団体経由産業保健活動推進助成金」について、事業主団体及び事業者等に周知する際には、リーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。
- (4) 安衛法に基づく各種健康診断の結果報告については、電子申請の利用が可能であることから、別添2のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。
- (5) 派遣労働者については、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。
ア 派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認すること。
イ 派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。

- ウ 派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。
 - (6) 外国人労働者を雇用する事業者等に対して、一般定期健康診断の問診票の外国語版（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語）の周知を行っていただきたいこと。
- ## 3 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発
- 事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行っていただきたいこと。
- (1) ストレスチェックの確実な実施、集団分析及びその集団分析結果の活用による職場環境改善の推進
 - (2) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号、令和5年3月31日最終改正）に基づく取組の推進
ア 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」（平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組
イ 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のリーフレット等を活用した「体力づくり強調月間」（毎年10月1日～31日）、スポーツの日（毎年10月の第2月曜日）及び「Sport in Lifeコンソーシアム」の周知啓発
 - (3) 職場におけるがん検診の推進
ア 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨
イ 特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添3及び4のリーフレットを活用した周知
ウ 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」（平成30年3月策定）を参考にしたがん検診の実施
エ 別添5のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知
 - (4) 女性の健康課題に関する理解の促進
ア 別添6のリーフレットを活用した、産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知
イ e-ヘルスネットや企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」の活用
ウ 別添7の転倒災害防止に向けたリーフレットを活用した骨粗鬆症検診の受診勧奨
 - (5) 眼科検診等の実施の推進
ア アイフレイルチェックリストや6つのチェックツールを活用した眼のセルフチェックの推進
イ 転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添8のリーフレットを活用した眼科検診の周知
 - (6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進
ア 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、令和4年3月7日最終改訂）に基づく職域での検査機会の確保等
イ 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組
ウ 令和4年4月20日付け基安労発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

職場における熱中症による労働災害が増えています!!

令和5年の三重県における熱中症による休業4日以上¹の死傷者数は16人(+8人)で、令和4年と比較して大幅な増加となりました。一人ひとりが意識し「**熱中症予防**」に取り組みましょう!

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組



チューイカン吉

準備はできていますか

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

労働衛生管理体制の確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立
暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

三重労働局ホームページ
「熱中症予防特設ページ」



学ぼう! 備えよう! 職場の仲間を守ろう!
職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
服装	準備期間に検討した服装を着用
作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意
水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 糖尿病、 高血圧症、 心疾患、 腎不全、 精神・神経 関係の疾患、 広範囲の皮膚疾患、 感冒、 下痢
日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加

暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底

水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底

作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加

熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施

体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請

勤務間インターバル制度に係るミニ研修を実施します！！

勤務間インターバル制度（※）については、働き方改革関連法（平成 31 年 4 月施行）により、その導入が事業主の努力義務とされたところです。

※ 勤務間インターバル制度

1 日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間を設けることで、働く人の生活時間や睡眠時間を確保するもの。

しかしながら、厚生労働省の「令和 5 年就労条件総合調査」によると、勤務間インターバル制度を導入している企業は、全体の 6.0% に留まっているほか、導入予定や検討中の企業も 11.8% に留まるなど、制度導入に前向きな企業が全体の 2 割に達していない状況となっています。

一方、勤務間インターバル制度を導入することによるメリットとして、以下が考えられます。

- i 従業員の健康維持・向上
- ii ワークライフバランスの充実による従業員の定着・確保
- iii 疲労回復による労働災害の予防
- iv 仕事への集中度の高まりによる生産性・顧客満足度の向上

そのため、当センターにおいては、本年 8 月以降に実施する産業保健スタッフ向け産業保健研修会の一部において、研修終了後、専門の社会保険労務士による「勤務間インターバル制度に係るミニ研修」（15 分～30 分程度）を実施することとしました。

《ミニ研修を実施する予定の研修》（上期分）

- メンタルヘルス不調による休職者の円滑な職場復帰に向けて
日時：令和 6 年 8 月 1 日（木）14:00～16:00 オンライン研修
定員：50 名
- メンタルヘルス対策における職場復帰支援
日時：令和 6 年 9 月 19 日（木）14:00～16:00 オンライン研修
定員：50 名

ミニ研修受講をご希望の方は、通常通り、上記研修にお申込みください（勤務間インターバルに関する研修のみの受講は受け付けておりません）。

なお、下期においても、勤務間インターバルに係るミニ研修を実施する予定ですが、その日程につきましては、当センターホームページ、メルマガ、かわら版等でお知らせいたします。

みなさまの積極的な受講を、心よりお待ちしております。

☆☆

独立行政法人 労働者健康安全機構 三重産業保健総合支援センター

〒 514-0003 三重県津市桜橋二丁目 191-4

HP <https://www.mies.johas.go.jp/> ☎ 059-213-0711

☆☆



独立行政法人労働者健康安全機構

「三重産業保健総合支援センター」からのお知らせ

三重産業保健総合支援センターでは、産業保健に携わる産業医、保健師、衛生管理者をはじめ事業主や人事労務担当者の方々に対して、産業保健に関する研修や専門的な相談への対応など、各種支援を行っています。

提供するサービスは全て**無料**です。

皆様のご利用、心よりお待ちしております。



《保健師の個別訪問支援サービス》（小規模事業場向け）

以下のような悩みはありませんか？



- 元気がない従業員がいるが、どう声をかけたらいいの？
- 健康管理ってどうすればいいの？
- 病休者が復職を申し出ているけど、大丈夫かな？
- うちの会社、腰痛の人が多くて困っています。



当センターが、保健師を派遣し、従業員が「**元気に長く働く、職場づくり**」をお手伝いします。

【保健師による支援例】

- ★ 健康相談（心配事・メンタルヘルス含む）
- ★ 保健指導（健康診断後の相談・支援）
- ★ 健康に関する講話
- ★ 職場巡視及び職場改善に関する支援
- ★ 治療と仕事の両立に関する支援

人手不足・高齢化に対応するため、今の従業員に元気で長く働いてもらうことは企業経営の観点から、極めて重要です。

利用は無料ですので、積極的なご活用をお待ちしています。

《8月、9月の主な研修会予定》

- 8月22日（木）14:30～16:30
「事業場における治療と仕事の両立支援」
- 8月23日（金）14:00～16:00
「会社ぐるみで健康を栄養面から応援」
～特定保健指導からみた食習慣や食行動の改善方法のヒント～
- 9月3日（火）14:30～16:30
「皮膚障害防止用保護具の選択」
- 9月5日（木）14:30～16:30
「石綿による健康障害の実態と対応」
- 9月13日（金）14:30～16:30
「知っておきたい メンタルヘルスに使用される薬について」
- 9月19日（木）14:00～16:00【オンライン】
「メンタルヘルス対策における職場復帰支援」
- 9月20日（金）14:00～16:00【オンライン】
「高次脳機能障害の理解と対応」



独立行政法人労働者健康安全機構 三重産業保健総合支援センター
〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目191-4 三重県医師会館内
E-mail: mie-joochas@mies.johas.go.jp